

全仏

ZENBUTSU



475

仏暦2545年1月（2002年）
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



（社）部落解放・人権研究所で開催された加盟団体代表者同和研修会
（関連記事14～15頁）

**常務理事会開催
法律相談室**

常務理事会開催

本会常務理事会が、去る十二月四日午後二時半から、東京グランドホテルで開催された。三帰依文唱和に続いて、石上智康理事長を議長に、武田昭英・禿 信敬の両師を議事録署名人に選出し議事に入った。

議案第一号「平成十四年度事業計画（案）収支予算（案）の大綱について承認を求めめる件」

石上議長より上程。吉橋総務部長が事業計画（案）を、倉澤財務部長が収支予算（案）を詳細に説明。原案通り承認された。

報告事項「ルンビニー園マヤ堂修復事業



東京グランドホテルで開催された常務理事会

状況報告

櫻井国際文化部長より、ネパール国（LD T）とのマヤ堂修復事業の折衝状況と考古学調査報告書の進捗状況並びに事業資金の中間収支状況を中心に現況の報告がなされた。また、事業継続のための資金調達問題についても説明された。

事務総局各部報告

①吉橋総務部長より、米国での同時多発テロに対応し、日本宗教連盟主催による「日本にとつてのイスラーム」をテーマとしたシンポジウムを十二月二十日に東京都千代田区のプレスセンターで開催されることが報告され、併せて加盟団体各位の参加を要請された。

②渡邊社会部長より、十二月七日に第三回信教の自由に関する委員会が開催され、靖国問題を中心に審議されることが報告された。

③櫻井国際文化部長より、米国での同時多発テロに対応したアフガニスタンの戦闘により増大した同国の難民救援のため、仏教系のボランティア団体（社団法人シャンティ国際ボランティア会・特定非営利活動法人アークス仏教国際協力ネットワーク）に義捐金を拠出したことが報告された。

謹賀新年

財団法人 全日本仏教会

会長 大谷 暢顯

副会長 稲葉 信隆

白井 慈勲

片山 日樂

中村 啓識

沼田 智秀

石上 智康

理事 一 同

事務総長 西村 輝成

事務総局職員一同

法律相談室 借地人の建物が競売に出された



回答：本会顧問弁護士

長谷川 正浩

ね。地代の不払いが続いて借地人と地主の信頼関係が破綻すると借地契約は解除することができます。地代の支払は賃貸借契約の本質的な要素であると考えられているからです。

しかし、貴寺では、その方をおかしいに思い、地代の請求もしないままにしていたところ、裁判所からその方の建物を競売するという通知を受けとったということですね。借地上の建物が競売されるということは、単に建物だけが競売されるということではなく、借地権付建物が競売されるということです。しかし借地契約が有効に解除されてしまえば、建物を競売した人が借地権を競売するということもなくなってしまう。

そこで地代が滞っているときは、競売を申立てた抵当権者等金融機関が、裁判所の許可を得て地代を借地人に代わって代払いをしてくれます。地代不払いのままほうっておくと契約が解除されかねませんので、契約が解除されるおそれのある借地上に建っている建物を競売する人は出てきません。そうすると抵当権者等競売を申し立てた金融機関は債権を回収することができなくなってしまう。

ですから、このままほうっておいても未払地代は確実に入金されます。もともと裁判所から地代等の問い合わせが来ますから、地代が不払いなら、いつからいつまでどれだけ未納なのか、きちんと裁判所に知らせておくことが必要です。

ところで、貴寺は信仰厚い檀家の借地人であればこそ、一年間もの長い間不払

いが続いても請求されなかったのだと思われれます。これが檀家でもなく信仰の厚い人でもなかったら、当然地代の請求をし、一年以上も不払いが続いたら契約を解除されていたにちがひありません。借地権が競売で第三者に移るとしたら、契約を解除した方が良くと考えられることでしょう。

どの程度の不払いで解除が有効になるかは一概にはいえませんが、一年間の未納は一般的には契約解除が有効とされる可能性が有ります。しかし、貴寺としては請求をしないで放置しておいたために、なお信頼関係は破綻していないと裁判所に判断される可能性も有ります。

いづれにしても即座に地代をその方に催告（請求）して、支払いがなければ内容証明郵便で借地人に契約解除の通知をしておかれるとよいでしょう。そして、その内容証明郵便の写しを競売裁判所に提出しておきます。金融機関は裁判所から代払いの許可を得て地代を支払ってくださるでしょうが、貴寺としては契約解除を理由に受領を拒絶します。すると金融機関は地代を供託します。

このような地主と争いのある借地権付き建物を競売する人はあまりいませんから最低競売価格は下がってきます。下がってきたところで、貴寺がこれを競売します。このようにして、実勢価格より低い対価で借地権付き建物を手に入れることは一応理論上は可能です。

しかし、これを手に入れても借地人である檀家に出ていってもらわなければ土

地は貴寺にかえってはいけません。引き続き今度は建物をその方に貸すことになるかも知れません。しかし法律上は競売人は建物に居住している人を強制執行して退去させることは可能です。

結論をいいますと、今後はつぎの三つの方法があります。一つは、地代を金融機関に代払いしてもらって地代を全額支払ってもらって満足すること（この場合には別途借地権の譲渡承諾料を受けとることが出来ます）

二つは貴寺で安く競売して、借地人であった檀家さんに引き続き建物を貸して家賃をもらうこと（但し家賃が滞ることは覚悟せねばなりません）

三つは、安く手に入れて借地人であった檀家さんに出ていってもらうことです。いづれを選ぶかは、貴寺の宗教者としての自由な判断によることとなります。

無料法律相談

長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局（〇三三三 四三七一九二七五）へ事前予約の上おいで下さい。

仏

（問）門前の土地を檀家さんに貸しております。リストフに遭い、離婚して男手一つで幼い子供を二人育てています。アルバイトで生活しているとのこと。地代も滞りがちでしたが、この一年間は全く入金がありません。信仰の厚い人で、毎朝本堂へのお詣りを欠かしません。かわいそうなので地代の請求もせず、そのままにしてみました。

ところが、今般裁判所からこの方の建物が競売になったとの通知がきました。どのようにしたらよいでしょうか。

（答）世相を反映したつらいお尋ねです

全

マヤ堂修復事業の ための 篤志寺院等への 勧募実施に着手

マヤ堂修復事業案が未確定のため、正式な追加勧募についての審議ができない状況の中、十一月二十一日開催のルンビニー委員会において、事業資金の困窮問題についての検討が行われた。

検討の結果、篤志寺院等への緊急勧募実施に一層努力していくことが確認され、その旨が、十一月二十九日、ルンビニー委員会の青地敬水委員長と本間孝康副委員長より、石上智康理事長へ報告された。その後十二月四日に開催された常務理事会において、詳細な報告と審議が行われ、篤志寺院等への勧募実施に理解を得、早急に着手していくことが確認された。

ルンビニー園マヤ堂修復事業へ

篤志支援のお願い

拝啓 初冬の候、貴台ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の発展興隆にご助力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のごとく故ウ・タント国連事務総長がルンビニー園復興を提唱され、これを受けて一九八二年二月、本会理事会にてルンビニー園復興のための勧募開始を決議いたしました。それから、すでに約二十年を経過いたしました。

この間、本会は厳しい気候風土や不安定な政治経済情勢の中、しかも国民性の全く異なる遠隔の地ネパール王国にて、本会加盟の諸宗派・都道府県仏教会・諸団体、全国仏教徒からの貴重な浄財により、ネパール王国のルンビニー開発トラスト（LDＴ）とともにマヤ堂修復大事業に取り組んでまいりました。

修復の事前作業として行われた本会派遣の考古学者上坂悟氏を中心とした考古学調査によって、一九九五年には、釈尊ご生誕の地点を示すといわれる印石（マーカーストーン）が発見され、このことよって一九九七年にはルンビニーがユネスコの世界文化遺産に登録されるなどの変遷を経て今日に至っております。大変遅くはなりましたが、近くこの考古学調査の報告書の発刊を予定するところまで辿り着くことが出来ました。

マヤ堂は歴史的にも重要な世界的遺跡であると同時に、仏教徒にとりましてはかけがえのない聖地であります。

この聖地の復興に本会が全国仏教徒のご支援のもと協力できますことは大変な喜びであり、世界の注目するところでございます。当初の予想を遙かに超えた長い年月と困難な折衝・考古学調査・毎年必要な遺跡現場の維持管理費用等のために、事業資金約二億九千三百万円の内で二億八千五百万円余を費やし、事業資金の残金はごく僅かとなり、考古学調査報告書の発刊等差し迫った事柄に対処することも難しい現状となっております。

現在、旧マヤ堂は全て解体され、調査を行った遺跡を新しいレンガで保護し、その上に仮屋根をさしかけたみすぼらしい状態となっております。そのような現状に対し、一日も早いマヤ堂修復の完成が世界の仏教徒より要望されております。

一方、LDＴにおいては、現在ユネスコからの勧告をふまえながら、マヤ堂の遺跡保存と修復建設事業計画の確定に向けた話し合いを進めております。計画確定までにはもうしばらくの時間を要する状況でありますので、追加勧募依頼について理事会に諮り審議いただくことは、計画と予算が最終的に確定しない現状において、難しい暫定的状況であることをご理解いただけますとありがたく思います。

時節柄極めて厳しい折に緊急で申し訳なく存じますが、本会の理事・評議員である各加盟団体、また特に本会にご縁をいただきました諸先生方にこの困窮をお察しいただき、釈尊への報恩行であるマヤ堂修復大事業完成のため、格別なご配慮ご支援をいただけますよう、伏してお願い申し上げます。

今回ご支援をいただいた方々のご芳名は永く本会の記録にとどめさせていただきます。先々予定しております追加勧募として取り扱わせていただく予定です。なお、大変勝手とは存じますが、一口十万円（できれば複数口）のご援助を願います。できればありがたいと思っております。後日お電話にてご都合をお伺いし、ご説明、お願いに参上させていただきますたく存じます。右、何卒宜しくお願い申し上げます。

合 掌

平成十三年 十二月七日

財団法人 全日本仏教会

理事長 石上智康
青地敬水
副委員長 本間孝康
事務総長 西村輝成

※篤志の振込先口座番号(郵便振替)

〇〇一三〇一六―三七六〇〇

加入者名 (財)全日本仏教会

ルンビニー園復興協力金と明記下さい

※本件に関するお問い合わせ

全日本仏教会国際文化部

電話 〇三―三四三七―九二七五

FAX 〇三―三四三七―三三六〇

ルンビニー委員会

十一月二十一日午後二時より明照会館会議室にて、青地敬水委員長、本間孝康副委員長他十二名(代理出席を含む)の委員と、西村事務総長以下六名の事務局員をまじえ、本年度第三回のルンビニー委員会が開催された。

石上智康理事長の挨拶の後、新たにルンビニー委員に就任された杉浦義孝師(真宗大谷派、代理出席禿信敬師)に委嘱状が伝達され、青地委員長を座長に議事が進められた。

はじめに、櫻井国際文化部長より、ルンビニー開発トラスト(LDT)によるユネスコの勧告を取り入れたマヤ堂修復事業計画案の作成状況や折衝の現況、本会派遣の考古学者上坂悟氏によるマヤ堂遺跡出土遺物の記録作成とネパール側への返却作業の実施(二〇〇一年十一月十三日より二〇〇二年一月十六日

までの予定)について、資料に基づいて詳細に報告された。続いて、去る十一月一日開催の理事会で報告されたマヤ堂修復事業の事業資金困窮による篤志寺院等への勧募依頼の実施についての説明がなされた。

以上の報告・説明に対し、各委員より種々の意見や質問が出され、活発な討議がなされ

第十八回日本宗教連盟

宗教と税制シンポジウム

十一月十二日午後一時半から、東京カテドラル構内・関口会館で、(財)日本宗教連盟主催による、第十八回宗教と税制シンポジウムが開催された。

講演Ⅰでは、「宗教の公益性」をテーマに、近藤税務会計事務所長の近藤一久氏が講演を行った。近藤氏は、宗教と社会の関係をヘーゲルなどを引用して分析し、社会に於ける宗教の役割を解説した。また、宗教の持つ公益性の点から、宗教団体の得る利益は公共性を持つという立場を披露した。

また、課税庁の宗教に対する誤った認識が様々な問題を起していることを指摘し、現在、優遇税制のもとにある宗教法人が今後もその特典の内にあるためには、その公益性が

た。討議の結果、篤志寺院等への勧募については、篤志勧募依頼寺院等へのお願い状・事業経過の概況・今後一年の予想収支の概算等を早急に作成し、理事長に報告した後、勧募状況送等の準備を進め、緊急勧募実施に鋭意努力していくことが確認され閉会となった。

問われるのは必然であるとした。

講演Ⅱでは、「現行法制における非課税性」をテーマに京都大学教授の大石眞氏が講演した。大石氏は、政教分離を行っているのは、日本、米国、フランスのみであり、多くの国では、政治と宗教が密接な関係を持つことを説明した。また、日本の政教分離の概念の曖昧さを指摘し、憲法では宗教は尊重されているが、厳格な政教分離の立場の下では、宗教団体は私的団体に分類されるとした。

宗教法人は、公益法人としての立場と私的団体としての立場の両面を持ち、宗教団体の公益性を主張するほど、宗教団体が持つ宗教性が薄まり、他の公益法人との差が無くなってしまおうとし、あくまで宗教法人は信教の自由を謳う憲法の根本原則の下、租税の減免措置を受けるものであると指摘した。

講演に続き、長谷川正浩本会顧問弁護士がまとめを行い、質疑応答が行われた。当日は百二十余名の参加者があり、盛会であった。

謹 賀 新 年

曹洞宗宗務庁	管 長 宮崎 奕保	宗務総長 大竹 明彦	参 議 松原 太流	参 議 岩本 昭典	教学部長 加藤 俊雄	教化部長 檀 尚道	総務部長 森 嶺雄	伝道部長 黒柳 祖道	人事部長 宮川 敬學	財政部長 乙川 暎元	出版部長 宮前 正道	東京都港区芝二一五一 〒105-8544 ○三三(三四五四)五四一一			
浄土真宗本願寺派	総 長 武野 以徳	総 務 不二川 公勝	同 武田 昭英	同 浅野 弘毅	同 菅 義成	同 松原 功人							京都市下京区堀川通花屋町下ル 〒600-8501 ○七五(三七二)五一八一 FAX ○七五(三五二)一一一一		
日蓮宗宗務院	管 長 藤井 日光	宗務総長 渡邊 清明	宗務副総長 加賀美 泰全	綜合企画 篠原 智高	庶務部長 垣本 孝精	財務部長 野坂 法雄	教務部長 中里 観正	護法伝道 田端 義宏	立教開宗 七百五十年慶 田澤 元泰	讚会事務局長 石川 浩徳	現代宗教 研究所長 川名 義顕	国際開教 室長 藤崎 一明	人権対策 室長 堀江 宏正	参 与 浅井 玄裕	※新庁舎建設の為、左記仮庁舎に移転しています。 東京都大田区池上一二二一 〒146-8544 ○三(三七五)七一八一 FAX ○三(三七五)七一八六
臨濟宗妙心寺派 宗務本所	管 長 松山 寛恵	宗務総長 細川 景一	総務部長 松井 宗益	教学部長 宮田 正勝	財務部長 瀬古 眞隆	花園会 長 鈴木 眞道	法務部長 津田 清章	花園会 長 (兼) 松井 宗益					京都市右京区花園妙心寺町六四 〒616-8035 ○七五(四六三)三一一一		

謹 賀 新 年

〒600-8505 ○七五三七二九一八一代表 京都市下京区烏丸通七条上る 常葉町七五四	参 務 高 濱 純 雄	参 務 菊 池 顕 正	参 務 里 雄 康 意	参 務 杉 浦 義 孝	参 務 但 馬 弘	同和推進本部長	真宗大谷派 宗務総長 三浦 崇
--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	---------	--------------------

〒105-0011 ○三三四三六三三五一(代) F A X ○三三四三四四〇七四四 浄土宗東京事務所 東京都港区芝公園四一七-四	社 会 局 長 大 島 良 彦	財 務 局 長 曾 和 義 雄	教 学 局 長 小 林 昭 五	総 務 局 長 松 本 眞 岳	宗 務 総 長 水 谷 幸 正	浄 土 門 主 中 村 康 隆	浄土宗宗務庁 京都市東山区林下町四〇〇-一八 〒605-0062 ○七五(五三)五二二〇〇(代) F A X ○七五(五三)五一〇一五 浄土宗東京事務所 東京都港区芝公園四一七-四	浄 土 宗
--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	-------------

〒648-0294 ○七三六(五六)二〇一一 F A X ○七三六(五六)四六四〇 和歌山県伊都郡高野山一三三一 堀川別院主監 京都宗務出張所 佐々木 弘 傳	内 務 局 長 常 岡 弘 雄	財 務 部 長 高 橋 智 運	法 会 部 長 中 西 啓 寶	教 学 部 長 岩 坪 眞 弘	総 務 部 長 眞 田 有 範	宗 務 総 長 土 生 川 正 道	管 座 長 和 田 有 玄	総本山金剛峯寺 高野山眞言宗宗務所
---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	---------------------------------	----------------------

〒520-0113 ○七七(五七)九〇〇二二 F A X ○七七(五七)九二五二六 大津市坂本四丁目六番一号 一隅を照らす 運動総本部長 久 保 智 尚	法 人 部 長 稲 岡 慈 順	財 務 部 長 大 谷 正 道	教 学 部 長 小 堀 光 實	社 会 部 長 秦 順 照	参 務 部 長 小 堀 光 實	宗 務 総 長 西 郊 良 光	天 台 座 主 渡 邊 惠 進	天台宗務庁
--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------

謹 賀 新 年

真言宗智山派宗務庁
総本山智積院法務所

化管 主長 宮坂宥勝

寺務 務総長 小林照宥

執総 務部長 桑澤宥康

執学 教部長 原弘隆

執教 化部長 御嶽隆英

執務 務部長 金剛照欣

執財 務部長 芙蓉良英

宗務 出張所長 鈴木中也
別院 執事

京都市東山区東大路七条下ル
東瓦町九六四
〒605-0951 ○七五(五四一)五三六一

真言宗豊山派宗務所

管 長 川田聖定

宗務 務総長 大塚恵章

総務 務部長 嶋晃秀

教化 部長 根岸榮宏

教務 部長 鈴木道雄

財務 部長 横山裕教

教化 センター長 菅野秀浩

専修 僧正四百年、頼瑠僧正七百年
御遠 忌記念事業委員会 事務局長

田代弘興

真言宗豊山派総合研究院 院長

加藤精一

東京都文京区大塚五十四〇一八
〒112-0012 ○三(三九九五)〇六三九

聖観音宗 浅草寺

貫 首 清水谷孝尚

執事 長 小岩井貫承

東京都台東区浅草二丁目三十一
〒111-0032 ○三(三八四二)〇一八一
FAX ○三(三八四五)六九三三

真言宗大覚寺派
大本山 大覚寺

管 門 跡長 片山宥雄

宗務 務総長 坂口博之

京都市右京区嵯峨大沢町四
〒616-8411 ○七五(八七二)〇〇七一
FAX ○七五(八八一)四九一一

念法真教教団
総本山金剛寺

大阪市鶴見区緑三丁目二二
〒538-0054 ○六(六九二)二二〇一

本門佛立宗
本山宥清寺

講 有野崎日丞

宗務 務総長 高尾日音

本山宥清寺

〒602-8336 京都市上京区一条通七本松西入

滝ヶ鼻町一〇〇五番地の一

TEL ○七五(四六三)四六二〇(代)

FAX ○七五(四六三)四六五一

本門佛立宗

〒602-8377 京都市上京区御前通一条上る

東堅町一〇番地

TEL ○七五(四六一)一一六六(代)

FAX ○七五(四六四)五五九九

謹 賀 新 年

<p>URL http://www.ninnaji.or.jp E-mail office@ninnaji.or.jp</p>	<p>京都市右京区御室大内三三三 〒616-8092 〇七五(四六一)一一五五 FAX 〇七五(四六四)四〇七〇</p>	<p>管門 長跡堀 智範</p>	<p>執行 宗務総長 佐藤 令宜</p>	<p>執行 総務部長 立部 祐道</p>	<p>執行 教学部長 三池 孝尚</p>	<p>執行 財務部長 沖田 定信</p>	<p>真言宗御室派 総本山仁和寺</p>		
<p>京都府宇治市五ヶ庄三番割三四 〒611-0011 〇七七四(三三)三九〇〇 FAX 〇七七四(三三)六〇八八</p>	<p>管 長仙石 泰山</p>	<p>宗務総長 赤松 達明</p>	<p>財務部長 中島 義晃</p>	<p>庶務部長 中澤 元重</p>	<p>教学部長 秦 旭光</p>	<p>黄檗宗大本山萬福寺 黄檗宗宗務本院</p>			
<p>香川県善通寺市善通寺町 〒765-8506 〇八七七(六二)〇一一一 三三三一一</p>	<p>管 長五條 順教</p>	<p>執行 宗務総長 田中 利典</p>	<p>奈良県吉野郡吉野町吉野山 〒639-3115 〇七四六(三二)八三七一</p>		<p>法管 主 高吉 清順</p>	<p>執行 宗務総長 檜原 禪澄</p>	<p>真言宗善通寺派宗務庁 総本山善通寺</p>		
<p>日進市岩崎台一一二四〇 〒470-0135 〇五六一七(二)三二五八 観音寺内</p>	<p>会 長 柏川 鐵禪</p>	<p>理事 長大谷 博通</p>	<p>事務局長 垣内 善勝</p>	<p>東京都葛飾区柴又六一十七-二十 〒125-0052 〇三三(二六五七)四五八八 FAX 〇三三(二六五七)八五六三 万福寺内</p>		<p>副会長 玉井 康之</p>	<p>同 岡島 博司</p>	<p>同 吉田 教行</p>	<p>愛知県仏教会</p>

謹 賀 新 年

<p>大阪市平野区平野上町 一―七―二六 〒547-0045 〇六(六七九)〇〇二六</p>	<p>財務部長 會計部長 久保良方</p>	<p>庶務部長 辻康彦</p>	<p>法務部長 教學部長 山田隆章</p>	<p>宗務總長 寺務總長 尾垣良格</p>	<p>管長 白井慈勲</p>	<p>融通念佛宗 總本山 大念仏寺</p>
<p>京都市左京区岩倉幡枝町九十一 〒606-0015 〇七五(七九)七二七一 FAX 〇七五(七九)七二六七</p>	<p>庶務部長 島田幸晴</p>	<p>教務部長 大森俊榮</p>	<p>社會部長 大塚正純</p>	<p>財務部長 藤崎行學</p>	<p>宗務總長 宗務次長 中村通義 渡辺昭夫</p>	<p>顯本法華宗 管長 中山日暁</p>
<p>神戸市須磨区須磨寺町四一六一八 〒654-0071 〇七八(七三)〇四一六</p>	<p>貫主 小池弘三 寺務長 吉井恵貫</p>	<p>北九州市戸畑区淺生 三丁目一〇一―二二 浄土寺 〒804-0062 〇九三(八七)一七一三 事務局 〇九三(二九三)〇一四八</p>	<p>副會長 藤本弘文 副會長 吉永瑩仁</p>	<p>福岡県仏教連合會 會長 松尾善雄</p>	<p>鎌倉市山ノ内四〇九 〒247-0062 〇四六七(二二)〇四七八</p>	<p>臨濟宗円覺寺派 大本山 円覺寺</p>
<p>宝塚市米谷字清シ一番地 〒665-0837 〇七九七(八六)六六四一</p>	<p>鐵齋美術館 館長 村越英明</p>	<p>真言三寶宗 大本山 清澄寺 管主 坂本光謙</p>	<p>横浜市神奈川区鳥越三八 〒221-0064 〇四五(四三)一一〇一</p>	<p>副統理 岡野正純</p>	<p>副統理 岡野鄰子</p>	<p>孝道山 本仏殿 統理 岡野正貫</p>

謹 賀 新 年

新潟県仏教会		会 長	中村 啓 識	副 会 長	蒲原 靈 秀	同	春 日 浩 三	同	藤 原 馨	同	本 田 義 元	事 務 局 長	小 林 秀 徳	〒940-0074 長岡市上田町二二二五 徳聖寺内 〇二五八(三三三)一五八六
--------	--	-----	--------	-------	--------	---	---------	---	-------	---	---------	---------	---------	--

神奈川県仏教会		会 長	横山 敏 明	副 会 長	滝川 覚 道	同	本 間 孝 康	同	倉 田 隆 常	同	松 蔭 英 龍	事 務 局 長	和 田 大 雅	〒231-0859 横浜市中区大平町九六 西有寺内 〇四五(六六一)〇一六六
---------	--	-----	--------	-------	--------	---	---------	---	---------	---	---------	---------	---------	---

京都府仏教連合会		理 事 長	三 浦 崇	理 事	武 野 以 徳	同	牧 達 雄	同	細 川 景 一	同	小 林 照 宥	同	仲 田 順 和	同	杉 若 恵 隆	同	村 上 俊 鳳	同	王 丸 儼 英	同	桃 井 晋 城	同	伊 藤 喬 淳	同	吹 田 良 忠	同	豊 田 元 彦	監 事	長 谷 雄 良 祐	同	藤 河 誠	事 務 総 長	田 代 賢 治	京都市下京区烏丸通七条上る 常葉町七五四番地 真宗大谷派 東本願寺内 〒600-8505 〇七五(三七七)九一八一
----------	--	-------	-------	-----	---------	---	-------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	-----	-----------	---	-------	---------	---------	---

律 宗 唐招提寺		管 長	益 田 快 範	奈良市五条町一三一四六 〒630-8032 〇七四(二三三)七九〇〇 FAX 〇七四(二三三)五二六六	
北海道仏教会連盟		会 長	松 藤 誠 哲	札幌市中央区北三条西十九丁目二二一 浄土真宗本願寺派北海道教区教務所内 〒060-0003 〇一一(六一一)九六二三	
時 宗 総本山清浄光寺(遊行寺)		法 主	河 野 憲 善	神奈川県藤沢市西富一―八一―一 〒251-0001 〇四六六(二三三)七二七六	

謹 賀 新 年

<p>大阪府住吉区墨江三十七一八 〒558-0043 ○六六六七(一)三三五九 FAX ○六六六七(三)五〇〇四</p> <p>事務局 事務局長 井桁雄弘</p>	<p>同 同 同</p> <p>細井光道</p>	<p>同 同 同</p> <p>麻生弘道</p>	<p>同 同 同</p> <p>辻本戒雲</p>	<p>副会長 北村日照</p>	<p>大阪府佛教会 會長 増田貞圓</p>
<p>さいたま市高砂四一三一一八 〒336-0011 ○四八(八六二)二二三八 FAX ○四八(八六四)六六四九</p>	<p>同 同 同</p> <p>腰塚麟也</p>	<p>同 同 同</p> <p>金子泰嶽</p>	<p>専務理事 萩野映明 常務理事 勝山良盛</p>	<p>副会長 酒井文雄 同 目黒靖淳</p>	<p>財団法人 埼玉県佛教会</p>
<p>松山市土居町一〇五九 万福寺内 〒791-1115 ○八九(九五七)七三四二</p> <p>同 挟間敬宗</p>	<p>副会長 神野龍幸</p>	<p>愛媛県仏教会 會長 吉川俊宏</p>	<p>兵庫県仏教会 會長 井上紀生 副会長 大谷昭世 同 雲井世雄 同 水谷修夫</p> <p>神戸市兵庫区北山町十二一五 〒652-0053 ○七八(五二)一九七五 立江寺内</p>		
<p>東京都板橋区舟渡四一五五一 〒174-0041 ○三三(三九六七)三三八八</p> <p>理事長 中山静麿</p>	<p>財団法人 日本佛教鑽仰会</p>	<p>静岡県引佐郡引佐町奥山一五九三 方廣寺派本庵 三生院住職 〒431-2224 ○五三(五四三)〇〇九二 FAX ○五三(五四三)〇〇九二</p>	<p>静岡県仏教会 會長 後藤佑芳</p>	<p>大阪府泉佐野市大木八番地 〒598-0023</p> <p>貫管 主 長 東條仁哲</p>	<p>真言宗犬鳴派 大本山 犬鳴山 七宝瀧寺</p>

謹 賀 新 年

財団法人 仏教伝道協会
 会長 沼田 智秀
 理事 長 信 楽 峻 磨
 理事 梶 山 雄 一
 同 高 崎 直 道
 同 福 山 諦 法
 同 永 野 健
 同 武 野 以 徳
 常務理事 高 島 孝 範
 監 事 林 行 雄
 同 佐 藤 健
 東京都港区芝四―三―一四
 〒108-0014 ○三(三四五五)五八五一
 FAX ○三(三四五五)五八五一

社団法人 全日本仏教婦人連盟
 名誉会長 鷹 司 誓 玉
 会 長 二 條 恭 仁 子
 副 会 長 大 賀 美 都 子
 同 末 廣 久 美
 理 事 長 島 田 喜 久 子
 副 理 事 長 高 井 仲 子
 事 務 局 長 林 恵 智 子
 東京都渋谷区千駄ヶ谷
 四―五―九―一F
 〒151-0051 ○三(五七七二)〇六七七
 FAX ○三(五七七二)〇六七七

京都仏教会
 会 長 東 伏 見 慈 治
 理 事 長 有 馬 頼 底
 事 務 局 長 長 沢 香 静
 京都市上京区今出川通烏丸東入
 相國寺門前町六八四―一
 〒602-0898 ○七五(二三三)六九九七五
 FAX ○七五(二三三)六九九七六

青森県佛教会
 会 長 野 沢 秀 功
 事 務 局 長 高 山 元 延
 事 務 局 員 岡 博 永
 同 斎 藤 学 成
 八戸市是川字中居一八―二
 清水寺内
 〒031-0023 ○一七八(九六)一六八〇

財団法人 国際仏教興隆協会
 印度山日本寺 主 中 村 康 隆
 理 事 長 山 田 一 眞
 事 務 総 長 日 下 悌 宏
 役 員 一 同
 東京都目黒区中目黒五―二四―一五三
 〒153-0061 ○三(三七二)七六〇八
 FAX ○三(三七二)七六七三

岐阜県仏教会
 会 長 寺 町 研 山
 理 事 長 竹 市 周
 事 務 局 長 浅 野 義 光
 岐阜市西野町三一―一
 本願寺岐阜西別院
 在会所西側入口
 〒500-8882 ○五八(二六六)七八〇三
 FAX ○五八(二六六)七八〇三

真言宗中山寺派
 大本山中山寺
 宝塚市中山寺二丁目十一―一
 〒665-8588 ○七九七(八七)〇〇二四
 FAX ○七九七(八七)九八七七

大阪府佛教徒大会

第三十六回大阪府佛教徒大会が、十一月十四日午後三時三十分から、ホテル日航大阪を会場に盛大に開催された。

第一部の式典では、恒例となったレディース・コース「幸」による音楽法要が厳修された後、増田貞圓大阪府佛教会会長の挨拶、府佛会員住職の在任三十年表彰、来賓祝辞と続いた。

第二部は、「心の闇に光をあてるーPTSDに佛教は無力かー」をテーマに、シンポジウムが行われた。パネリストには、羽下大信（甲南大学臨床心理学教授）、森田ゆり（エンパワメントセンター主幹）、岩井圭司（精神神経科医師・兵庫教育大学助教授）各氏が、また増田貞圓大阪府佛教会会長がコーディネーターをつとめ、様々な事件や災害等により心に深い傷を負って社会に復帰出来ないでいる方々が增大している現状に目を向けて、その救済に仏教者がどの様にかかわって行くことが出来るかが熱心に討議された。

アフガン難民義捐金寄託

十二月三日、アフガン難民支援のため、本会から(社)シャンティ国際ボランティア会、

および仏教国際協力ネットワーク「アーユス」へ、各十万円の義捐金を寄託した。

戒名・法名リーフレット完成

戒名・法名リーフレット作成委員会が作成を進めていたリーフレット「戒名・法名について」がこの度完成しました。

一部百円で、頒布希望の方はFAXまたは、ハガキで、①氏名、②一般とご寺院（ご宗派・ご寺院名）の別、③希望部数、④住所・〒番号、⑤連絡先電話番号を明記してお申し込み下さい。

（送料・梱包料は別途申し受けます。同封の振込み用紙で本会宛振り込み下さい）

申込先 全日本仏教会・総務部

〒一〇五—〇〇一一

東京都港区芝公園四一七—四

電話 〇三—三三三—七一九二七五

FAX 〇三—三三三—七一九二七五



事務局録事

十二月

四日 次期会長・副会長推戴委員会
常務理事会

七日 信教の自由に関する委員会

東京都仏教連合会成道会出席

十一・十二日

同和推進担当者連絡会

十三日 仏教とマルチメディア研究会

増上寺前法主一周忌参列

十四日 韓国戦没者遺骨慰霊法要参列

十七日 局内会議

十八日 同和委員会

二十日 日宗連シンポジウム

全仏誌郵送先

住所・氏名変更

御連絡のお願い

全仏誌ご送付先の郵便番号、住所、氏名等に変更ある場合、左記までご連絡をお願い致します。帯封でご送付の場合、帯封記載の送付番号もお知らせ下さい。

連絡先

〒一〇五—〇〇一一

東京都港区芝公園四一七—四

明照会館内

全日本仏教会事務総局社会部

電話 〇三—三三三—七一九二七五

FAX 〇三—三三三—七一九二七五